

令和2年第12回

教育委員会定例会会議録

令和2年12月4日

令和2年第12回教育委員会定例会会議録

令和2年12月4日（金）

出席者（5名）

教育長 貝ノ瀬 滋
委員 畑谷 貴美子
委員 櫻井 正治

委員 池田 清貴
委員 富士道 正尋

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長・調整担当部長
秋山 慎一
総務課長 高松 真也
学務課長 金木 恵
三鷹市立三鷹図書館管理・サービス
担当課長 大地 好行
指導課指導主事 中村 泰夫

総合教育政策担当部長・三鷹市立三
鷹図書館長 松永 透
総務課施設・教育センター担当課長
田島 康義
指導課長 長谷川 智也
学務課長補佐・総合教育相談室長
香川 稚子
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長・三鷹中央防災公園・元気
創造プラザ総点検担当部長）

教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 加藤 直子

大朝 摂子
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平山 寛

事務局職員

副参事 寺田 真理子

副参事 越 政樹

令和2年第12回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和2年12月4日（金）午後1時45分開議

日程第1 議案第35号 令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第36号 職員人事に係る臨時代理の承認について

午後 1時49分 開会

○貝ノ瀬教育長 では、ただいまから令和2年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、櫻井委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第35号 令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について

○貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第35号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。高松総務課長。

○高松総務課長 では、議案第35号 令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認についてご説明を申し上げます。

議案資料5ページをお開きください。この議案ですけれども、12月議会に補正予算を提案するために、市長に補正予算見積書を提出するというものでございます。この12月補正予算の提案に係る見積書ということでは、既に先月の第11回定例会で議決をいただいたところでございます。その後、教育委員の皆様にはお送りさせていただきましたとおり、市全体で新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大防止対策など、切れ目のない感染症対策に取り組むために、11月16日付けで、新型コロナウイルス感染症緊急対応方針(第4弾)を取りまとめたところでございます。本議案の補正案件ですが、緊急対応方針(第4弾)に掲げた取組につきまして、第4弾の取りまとめに合わせて、追加で補正予算編成の調整を行ったことから、教育委員会に事前にお諮りする時間的余裕がありませんでしたので、教育長の臨時代理によりまして議案提出の申出を行いました。このため、ここでご報告しまして、教育委員会の承認を求めるといった内容となっております。

なお、第4弾全体については、後ほど教育長の報告の中でご説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算の概要につきまして、議案書の9ページをお開きください。9ページが歳出予算見積概要となっております。案件は1件で、図書館システム関係費につきまして、令和3年4月からの電子書籍の貸出サービスの開始に向けまして、関係事業費として706万8,000円を増額するというものでございます。

事業内容につきましては、A4判の参考資料によりまして、担当の課長よりご説明をいたします。

○貝ノ瀬教育長 大地課長、お願いします。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 お手元に配付させていただいております議案第35号参考資料、市立図書館における電子書籍サービスの導入についてというA4の紙をごらんください。

事業の概要及び内容といたしましては、電子書籍の提供事業者がパブリッククラウド上

に設定しております電子図書館システムをお借りして、そちらに、市民の方にアクセスしていただき、電子書籍の貸し出しを行うものになります。

利用者は、市立図書館で使われているご自分の利用者IDを利用して、電子図書館システムにアクセスしていただく形になります。

補正予算額としては、先ほどご説明させていただいたとおりで、700万円余でございます。そのうち資料に関連するものが594万円を想定しております。稼働時には、これで約1,000点程度の資料をそろえて、利用者に提供したいと思っております。

スケジュールとしましては、今、導入に向けて、電子書籍の選書の方針や、貸し出しのルールについて検討を進めておりまして、予算可決後に事業者と調整に入りまして、2月に契約締結、そして、4月の稼働を目指して準備を進めていくという形になります。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明が終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。富士道委員。

○富士道委員 今、説明いただきました参考資料なんですが、私も勉強不足でよく把握をしていないので教えていただきたいんですが、この電子書籍の貸出サービスというのは、実際にはクラウドにIDでログインして、そこから、例えばこの本の内容を全部、自分のパソコンなり、スマホにデータでこれを全部読み取りをして、それで読むというようなそういうシステムのことを総称して言っているのでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 基本的にはそういう形になります。利用者の方はご自分のパソコンなり、タブレットなり、スマートフォンなりで、電子図書館システムにアクセスしていただいて、それで、私どものほうでご提供していいという契約をした本を検索していただいて、クリックして選択し、ご自分の媒体で読んでいただくという形になります。

○貝ノ瀬教育長 富士道委員。

○富士道委員 その際、当然これは貸出ですから、例えばこれを1週間や10日でデータが消えるというか、そういうようなシステムなのでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 期間等については、今、検討しておりますけれども、基本的な考え方としては、貸出期間が終われば利用できなくなるという形になります。

○富士道委員 なるほど。分かりました。

○貝ノ瀬教育長 利用者の人数制限について説明してもらえますか。大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 今回、ライセンスを、1資料について、1ライセンスを購入することにしておりますので、資料の動き方としては、図書館に1冊しか蔵書がない紙の本と同じ動き方をします。Aさんが借りていけば、Bさんは予約していただいて、返却されるのを待つという形になります。

対象としては、事業者のほうの制限で、市内の在住・在勤・在学者に限られますので、

三鷹市立図書館の利用者IDを持っていたとしても、武蔵野市在住の方については貸出しができないとかそういうような制限がございます。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 よろしいですか。

○富士道委員 すみません。今の話の中で、返却という言葉が出ていたんですが、クラウド上でデータとして読出しをする。それは、逆に、返却という、そういうシステムがあるんですか。

○貝ノ瀬教育長 大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 返却というのは、そういう行為を指して返却としておりますけれども、利用を中止しますという意味表示のことになります。ですから、もうこれはいいよという、それはその時点で、そのお客様では利用ができなくなる形になりますので、そうすると逆に、電子図書館システムのほうでは借りられるようになりますので、別のお客様がアクセスして、貸出しが受けられるような仕組みになっております。

○貝ノ瀬教育長 スマホで終了という操作をするということですね。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 そうですね。ですから、2週間なら2週間という貸出期間とすれば、2週間まではそのまま使っていただけますけど、3日で読み終わった方は返却という処理をしていただければ、そこからは別の方が使うことができることになります。

○富士道委員 なるほど。よく意味が分かりました。

○貝ノ瀬教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですね。

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第35号 令和2年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 教育長報告

○貝ノ瀬教育長 引き続き、日程第2 教育長報告に入ります。秋山部長。

○秋山教育部長 それでは、私から初めに、現在、開会中の令和2年第4回市議会定例会で行われました一般質問について、ご報告をいたします。お手元の配付資料に通告一覧がございますので、ご参照ください。

今回の一般質問は11月30日、12月1日、2日の3日間で行われました。全体では22人の議員が質問を行いました、このうち11人の議員から教育長に対するご質問がございました。

では、順次、ご報告いたします。

初めに、No. 3、令和山桜会の土屋けんいち議員です。コロナ禍における学校行事や教育委員会主催イベントの開催ということで、来年1月から3月、そして、令和3年度におけ

る実施の考え方について、お尋ねがございました。

学校行事に関しましては、自然教室をはじめ、様々な感染症対策を講じながら実施してきたことや、来年度についても、例年どおりの実施は難しいと考えるが、一律に中止ということではなく、可能な限り実施できるよう取り組んでいくこと。また、教育委員会主催の事業に関しましては、市と同様の考え方の下、その時点での感染症の状況を見極めながら実施を判断していくとの答弁を申し上げました。

次に、No. 5、同じく令和山桜会の伊東光則議員です。理想とする児童・生徒数の予測値について、また、さらに魅力ある教育を展開し、私学や他の自治体と競い合っていくということをどう考えるかというお尋ねでございました。

児童・生徒数につきましては、地域における偏在に着目し、理想の数というよりも、将来推計をしっかりと行っていくことが重要であるとのお答えを、それから、他と競い合うことだけをもって魅力ある教育となるものではなく、三鷹市が目指す、みんなが幸せになれる、誰一人取り残さない教育を推進することで、結果として、こうした魅力ある教育が実現できるという趣旨のお答えをいたしました。

次に、No. 6、同じく令和山桜会の後藤貴光議員です。指定校変更に関するご質問としまして、通級を理由とした指定校変更や、障がいのある兄弟、姉妹がいることを理由にした指定校変更は可能か。また、今後、基準とする考え方や基準の見直しというのは行うのかという、こういう内容のご質問でございました。

現在の指定校変更の制度では、通級を理由とした変更はできないことをご説明するとともに、通学区域の変更や、今後進める教育施策の展開において、必要に応じて承認基準の見直しを検討していくとの答弁をいたしました。また、南浦小学校のきこえとことばの教室について、各校での校内通級による指導に転換できないかというご質問をいただきましたが、防音設備の関係や教員の配置基準から、現状では難しい旨、お答えをしたところでございます。

次に、No.7、自由民主クラブの伊藤俊明議員です。伊藤議員からは多岐にわたるご質問をいただきましたので、その中から、1点、給食費の公会計化に関するご質問についてご紹介いたします。内容としましては、メリット、デメリット、現在の検討状況と今後の方向性についてということでしたので、メリットといたしましては、給食費の管理における透明性や保護者の利便性が向上すること。デメリットとしては、システム導入や人員体制の整備に伴う経費等が必要となることなどがありますが、国においても、この公会計化を進める方針が出されていることを踏まえ、今後、公会計化を念頭に検討を進めていくと、このようにお答えをいたしました。

次に、No. 8、公明党の大倉あき子議員です。公教育を活性化させる取組ということで、民間で実践しているユニークな教育を市立小・中学校でも参考にしていく必要があるのではないかという趣旨のご質問でございました。質問の中で例示されました探究学舎や武蔵野東学園などの取組については、現在、三鷹のこれからの教育を考える研究会の中でも、それぞれの代表の方や統括校長から事例を紹介していただき、共に研究を進めているところです。それらを、丸ごと難しいにしても、公立学校が担うべき役割を果たした上で、

そうしたエッセンスを三鷹市立学校にも取り入れ、学校教育の活性化を図っていきたく、
こういう答弁をいたしました。

次に、No. 11、民主緑風会の谷口敏也議員です。コロナ禍における学校運営というテーマでのご質問でした。コロナ禍にあっても、可能な限り部活動や学校行事を継続していくことや、家庭内感染を防ぐための家庭との連携の必要性について、また、授業における具体的な感染症対策や、差別、誹謗中傷を防ぐための指導の内容、また、中止となった中学校部活動大会の代替として、市独自の大会の実施について等々のお尋ねがございました。

答弁といたしましては、可能な限り学校における様々な活動を継続していけるよう、今後も学校を支援していくこと。家庭との連携に関しましては、これまでの情報発信を引き続き行うとともに、国が示しているように、特に家庭内での感染のおそれがある場合には登校させないよう、改めて情報提供を行う等のお答えをいたしました。また、具体的な授業の内容についてお答えするとともに、部活動大会の代替につきましては今後検討していきたいが、現在の感染状況から考えると実施するというのはかなり難しいのではないかと、このような答弁をさせていただきました。

次に、No.13、日本共産党の前田まい議員です。質問は大きく二つありまして、給食の時間にアクリル板を導入して、対面で喫食できないかという質問と、不登校の状況についてのお尋ねでございました。

給食に関しましては、同じ方向を向いて無言で食べることを何とかできないかという、そういった思いは質問議員と同じではあるものの、感染症対策の観点から導入は難しいとお答えをいたしました。

また、不登校について、前年度と比べてどのような状況かというご質問につきましては、令和元年度分から不登校の捉え方を一部見直した関係で、前年度に比べて増加はしているものの、長期欠席傾向にある児童・生徒数には大きな変化はないことを答弁いたしました。

なお、この不登校の状況につきましては、後ほど詳細を指導課長からご報告いたします。

次に、No.16、同じく日本共産党の大城美幸議員です。障がい者の雇用や就労支援をテーマに、主に市長への質問でございましたが、教育長には1点、教育委員会における障がい者雇用の現状と課題についてお尋ねがありました。市長にも同様の質問がありましたので、市長部局と共に、法定雇用率の2.5%を現在は上回っており、市が障がい者活躍計画の中で独自に設定している3%の目標を達成するために、全庁的な体制の中で取り組んでいくとのお答えをいたしました。

次に、No. 18、いのちが大事の嶋崎英治議員です。今回、一番多くのご質問をいただいたのが嶋崎議員でしたが、今を生きる子どもたちに共感と希望をとということで、大きく3点。子どもの貧困、コロナ禍における児童・生徒、保護者の現状と課題。そして、ICT（情報通信技術）教育についてお尋ねがございました。このうち、最後のICT教育に関しまして、間もなく導入されます1人1台タブレット端末の整備と、GIGAスクール構想研究推進事業について様々な角度からご質問いただきました。

主に事業の内容や予定されている取組に関する内容でしたが、質問議員の問題意識として、Society 5.0の時代の核をなす人工知能が今後どのように教育の中で使われ

ていくのか。人が判断するのではなく、全てがAIにより判断されるようなことにはならないのかと、そういった点に議員の着目がございまして、GIGAスクールでこれから進めます個別最適化された教育はAIが自動で判断するようなことになるのかという、人が技術に支配されてはならないという懸念の下、ご質問があったところです。

我々としましても、そこは同じ考えですので、デジタル技術はあくまでも手段、道具であり、人が判断するためにそれを活用していくと捉えていると、このようなお答えをいたしましたところでございます。

なお、タブレット端末使用のルールについてのご質問もございましたが、この内容につきましては、後ほど担当課長から詳しくご説明いたします。

次に、No. 21、都民ファーストの会の山田さとみ議員です。子どもたちの放課後の居場所について、安全安心に過ごすことができる環境整備と、特に通信環境が整う学校施設を利用して、放課後の学びの場とすることについて、教育長の考えをお尋ねになりました。

教育長からは、居場所というよりも、それを健全育成の場として捉え、学校を核として、今後、積極的に取り組んでいき、それがスクール・コミュニティそのものになっていくものかと考えるという内容の答弁をしたところでございます。

最後は、No. 22、つなぐ三鷹の会、成田ちひろ議員です。成田議員からも、放課後の子どもの居場所づくりをテーマに、地域子どもクラブの今後の在り方に関するご質問がございましたが、教育長に対しましては、三鷹教育・子育て研究所で進めている研究の中で、それがどのように取り扱われているのか、また、研究はどのように施策に反映されるのかというご質問をいただきました。

答弁では、研究会で学童保育の現状を基に、学校施設の放課後の活用についても議論を進めていることや、年度内に研究会が中間の取りまとめを行い、今後、第5次三鷹市基本計画や新たな教育ビジョンの策定の中に反映させると共に、スピード感を持って進めるべきものについては速やかに施策として推進していくと、そのようにお答えをしたところでございます。

一般質問の概要については以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 続きます、松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 それでは、私からは、お手元の資料、新型コロナウイルス感染症緊急対応方針（第4弾）、こちらにつきましてご説明させていただきたいと思えます。今まで市として新型コロナウイルス感染症の緊急対応方針、第1弾から第3弾ということで、三鷹市としてきめ細かな対策を講じてきたところでございます。このたび、11月16日付になりますけれども、緊急対応方針の第4弾として、これまで支援が届かなかった施策を盛り込みながら、ポストコロナ、アフターコロナということで取りまとめたものでございます。

この中の教育部に関わるのところについて、3点掲載してございますけれども、そちらについてご説明をさせていただきます。

なお、スポーツと文化部の部分につきましては、後ほど、スポーツと文化部の教育長報告の際にご説明させていただくことにさせていただきます。

それでは、2ページをごらんください。3番の心と体の健康づくりの支援。この中の(3)番でございます。図書館での電子書籍の導入ということで、先ほど予算見積りのところでご協議していただきましたけれども、そのことになります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休館を経験し、図書館の開館を渴望されている市民の皆さんの声も多くいただきました。「新しい生活様式」に対応した図書館の在り方への対応として、また、来館せずとも読書を楽しむことができるサービスの拡充を目指し、電子書籍の貸出サービスについて、令和3年4月からの開始を目指して、システムの導入等に取り組んでいきたいと思っております。先ほどお諮りしましたとおり、12月補正のほうに予算計上させていただいている事案になります。

3ページをごらんください。5番、「新しい生活様式」に対応するためのデジタル技術の活用の(2)番です。児童・生徒1人1台タブレット端末の円滑な利用に向けた基盤整備ということでございます。

これまでも教育委員会の場でもご説明させていただいた中身になりますけれども、令和3年1月からの学習用タブレット端末の導入に当たりまして、教員を中心に利用方法を習得できるような研修を進めていくとともに、学校内で多くの学習用タブレット端末のインターネット接続を想定しているため、利用の本格化に向けたインターネット回線の増強整備を図るといったことで進めてまいります。

続けて、4ページをごらんください。8の修学旅行における公費負担の拡充と感染症対策の徹底です。

中学校の修学旅行は、令和2年の夏から秋にかけて実施を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、中学校長会からの相談を踏まえて、令和3年の2月、3月に延期したところでございます。修学旅行に係る経費のうち、1人上限6,000円ということで組んでおり、1割を公費負担としておりますけれども、これに加え、感染拡大のリスク軽減に係るバスの増車を含む延期による影響額につきましても、公費負担として実施できるようにしていきたいと考えています。

修学旅行は教育的意義の非常に大きな学校行事です。感染拡大の懸念がある中ではありますけれども、現段階で中止という判断をするのではなく、中学校長会と共に、リスクを回避し、どのようにしたら実施ができるかという可能性を最後まで探していきたいと考えているところです。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。高松総務課長。

○高松総務課長 では、以下、各課から順次ご報告をさせていただきます。議案資料にお戻りいただきまして、12ページをお開きください。

まず総務課でございます。12ページの実績等報告につきましては記載のとおりでございます。

13ページの予定等報告につきまして、本日12月4日、本年度、第1回の総合教育会議を予定しております。新型コロナウイルス緊急対応方針に基づきます取組の実施状況を踏まえた今後の方向性について、ご協議をいただく予定でございます。また、教育委員会

の学校訪問としまして、本日の中原小学校に続きまして、11日に井口小学校、23日に第一小学校の教育委員会訪問を予定しております。

また、下のほうに記載しております校外学習施設、川上郷自然の村の災害復旧対策についてご報告いたします。令和元年10月の台風によりまして、土砂流入等の被害を受けた体育館の復旧、また、エレベーターの改修、そして、多目的広場等の復旧工事につきまして、予定どおり工事が進捗しております、年内には完了いたします。来年1月から2月に予定しております中学校の自然教室では、予定どおり体育館等も利用できる状況となっております。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 教育センター、施設係、お願いします。田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 教育センター、施設関係についてご説明します。14ページ、15ページをお開きください。

学校施設関係の工事につきましては、予定どおり順調に進んでおり、記載のとおりでございます。また、教育センター関係におきましては、実績報告の教育センター氷蓄熱ユニット保全工事につきまして、11月に工事が終了しております。また、タブレット端末整備に伴い、小・中学校の校内LAN増強整備工事を順調に行っておるところでございます。

また、記載にはありませんが、1人1台タブレットの端末整備において、12月14日月曜日から17日木曜日にかけてタブレット端末を学校に納入する予定であります。

引き続きまして、私から、当日配付の教育委員会資料、学習用タブレット端末等の利用について、ご説明をしたいと思います。

学習用タブレット端末等の利用についての保護者通知になりますが、内容としましては、機器の利用と保証について、クラウドサービスの利用に伴う個人情報の取扱い、活用のルールなどになります。貸出しに際しましては、借用書等に関する同意書の提出をお願いすることとしております。5ページにあります、同意書を提出いただくこととしております。また、活用ルールにおきましては9ページにありますけれども、GIGAスクールマイスターを中心に検討を行って作成したものになります。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 続きまして、学務課、金木課長、お願いします。

○金木学務課長 学務課でございます。16ページ、17ページをお開きください。

就学時健康診断につきましては、市内15校で、小学校で実施した後に、予備日という形で、24日にSUBARU総合スポーツセンターで実施させていただきました。当日は89人の受診をいただいたところです。12月1日から3日にかけては、1学期に4学園実施していますけれども、2学期に残りの3学園という形で、給食の一食丸ごと放射性物質検査を実施しております。現在、結果が出てくるのをお待ちしているような状況にあります。

あと、私から、高山小学校の給食調理業務の委託につきましてご報告を申し上げたいと思います。事前にお送りしている資料の一番後ろに、資料が一枚ついていると思いますけれども、こちらのほうをごらんいただければと思います。

1 1月4日に、第3回の学校給食調理業務候補者選定審査委員会におきまして、令和3年4月からの給食調理業務委託を開始する高山小学校の事業者の候補者といたしまして、株式会社ジーエスエフを選定いたしました。こちらの会社は新宿区に本社を置く給食調理業務を受託している事業者でございます。三鷹市では初めての受託事業者になりますけれども、近隣の地区では、小金井市や世田谷区、杉並区等をはじめ、都内を中心に、全国95校の調理業務委託を受託している実績がある会社になります。

先日、三鷹市競争入札等審査委員会でご承認をいただきましたので、これから契約手続を進めてまいります。高山小学校の給食調理業務委託によりまして、小・中学校全22校のうち20校が委託校となることとなります。

なお、併せて選定を行っておりました5年目の更新時期に当たる第二小学校と井口小学校の事業者につきましては、引き続き東洋食品を、羽沢小学校と第七中学校の事業者としては、こちらも現行の事業者と同一の株式会社藤江を選定したところでございます。

学務課からは以上になります。

○貝ノ瀬教育長 続きます。指導課、長谷川課長、お願いします。

○長谷川指導課長 指導課でございます。18ページをごらんください。行事実績等の報告につきましては、記載のとおりでございます。

続きます。19ページ、行事予定等報告でございますが、学びの保障と感染症対策の両立を図ることを最大の課題としてスタートしました2学期も残り数週間となりました。おかげさまで、新型コロナウイルス感染症のクラスター等も発生することもなく、25日には無事に終業式を迎えることができそうです。特に自然教室につきましては、体験を通じて、子どもたちにとって、学校ならではの大きな学びにつなげることができたと考えております。

このほかに、2点報告をさせていただきます。

1点目は、令和元年度に発生した三鷹市立小・中学校における体罰等の実態については、私から。もう1点の令和元年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動等の実態については、担当の指導主事から説明させていただきます。

では、まずお手元の資料、令和元年度に発生した三鷹市立小・中学校における体罰等の実態についてをごらんください。

こちらの調査は、大阪市立高等学校における部活動顧問から体罰により自ら命を絶つという痛ましい事件を受けまして、平成24年度から、都内全公立学校を対象に実施している調査でございます。全児童・生徒を対象にした質問紙による調査結果に基づく管理職による聞き取り、校長による教職員の面談を行い、疑わしきケースも含めて全数調査をしているものでございます。

三鷹市教育委員会では、各学校から報告された事案を精査いたしまして、東京都教育委員会に報告をいたしました。そして、東京都教育委員会が精査した結果、令和元年度については、体罰と認定される服務事項は発生しませんでした。具体的には、三鷹市教育委員会といたしまして、3件の事案を報告いたしました。東京都教育委員会で精査した結果の内訳ですが、そちらに記載のとおり、体罰行為は0件、不適切な行為は0件、指導の範囲

内が3件という結果でございました。

東京都全体では体罰が19件発生しており、昨年度比では4件減少しています。各学校におきましては、年3回の服務事故防止研修等の実施によりまして、体罰は絶対にいけないという認識が教員に強く浸透してきている結果であると考えております。

三鷹市におきましても、不適切行為を含めて年々減少傾向にはありますが、感情を抑えられずにこういった行為につながるものが圧倒的に多いことから、怒りの感情をコントロールすること、すなわちアンガーマネジメントが重要であると考えております。また、体罰は暴力行為であるとともに、重大な人権侵害に当たる行為であるという認識の下、引き続き、教職員への指導を徹底してまいります。

続きまして、問題行動調査の報告については、指導主事から報告をさせていただきます。

○貝ノ瀬教育長 では、中村指導主事、お願いします。

○中村指導課指導主事 令和元年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動等の実態についてをごらんください。ご報告いたします。

この調査は、三鷹市教育委員会が実施している令和元年度問題行動等状況記録シートに基づく調査で、調査対象期間は平成31年4月から令和2年3月までです。

1点目は、不登校児童・生徒の推移についてです。今年度より長期欠席者の推移を載せています。長期欠席者とは、年度中に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒です。その長期欠席者を、病気、経済的理由、不登校、その他と分類しています。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるものです。今回から、病気やその他に分類されていた児童・生徒を改めて見直し、不登校に分類することで、より丁寧に対応がなされることを期待しております。長期欠席者の人数が昨年度とあまり変わらないにもかかわらず、不登校の人数が増加しているのはそのためです。

不登校の出現率ですが、今回の不登校の見直しを行って、不登校の児童・生徒数は増加しておりますが、東京都の平均と比べると、小学校では3分の1、中学校では半分以下となっており、依然として出現率は低くなっています。今年度より、適応支援教室A-Roomを開設しましたので、学習の遅れによる不登校の児童・生徒への支援を行い、不登校の解消が期待されます。

2点目は暴力行為の状況です。ここでいう暴力行為とは、児童・生徒が故意に有形力、目に見える物理的な力を加える行為を言い、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の4形態に分かれます。

なお、家族、同居人に対する暴力行為は除きます。三鷹市立小・中学校では、暴力行為は発生しませんでした。

裏面をごらんください。3点目は、いじめについてです。いじめの定義は、同じ学校に在籍している児童・生徒など、一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

なお、いじめの行為は、インターネットを通じて行われるものも含まれます。

小学校の認知件数は82件です。昨年度より18件増加しています。中学校の認知件数は53件です。昨年度より7件減少しています。今回から認知件数を児童・生徒数で割った、いじめの認知率の推移を載せました。都内での小学校のいじめが増えているということが分かりますが、三鷹市では、小学校、中学校共にほぼ横ばいと見ることができます。

いじめの状況についてです。いじめの解消とは、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより、当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童・生徒と保護者及びいじめを行った児童・生徒並びに両者と一定の人間関係を持つ周囲の児童・生徒からの聞き取りに基づいて、学校いじめ対策委員会が判断するものです。

小学校は、認知件数82件中、3月31日現在で解消したものが60件、取組中のものが22件でした。

中学校では、認知件数53件中、3月31日現在で解消したものが34件、取組中のものが19件でした。

取組中の件数は、一定の解消が図られているものの、経過観察が必要なものも含まれています。

いじめの発見の端緒です。小学校、中学校共に、アンケートなど、学校の取組で発見した件数が多くなっています。

いじめの態様についてです。小学校、中学校共に、「冷やかし・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる」などの言葉によるいじめが最も多くなっています。中学校では、「パソコン、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が年々増加しています。

いじめられた児童・生徒の相談状況です。小学校、中学校共に、学級担任が最も多くなっています。担任と児童・生徒の信頼関係が高い状況にあることが考えられます。

特別な対応についてです。小学校、中学校共に、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」が多く、三鷹市においてカウンセラーの役割が大きいことが分かります。このほかに、中学校では、「別室の提供や常勤職員が付くなどして、心身の安全を確保した」が多くなっており、三鷹市の教職員のきめ細やかな対応が行われていることが考えられます。

私からは以上です。

○長谷川指導課長 指導課は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 分かりました。ありがとうございました。

では、図書館、大地課長、お願いします。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 図書館についてご説明させていただきます。20ページ、21ページをお開きください。

おおむね記載のとおりでございますが、実績について一部補足させていただきます。

イベント等のところに記載させていただいております「あなたの好きな本、教えて！」というイベントでございますが、こちら、今年度、コロナ対応として、お子さんにご自宅でカードを記載していただく形で実施しました。井の頭コミュニティ・センターを含む全館で37点の応募をいただきまして、15日まで展示をさせていただきました。また、一

番下に書いてございます、みたかとしょかん図書部のキックオフミーティングでございませうけれども、こちらは無事に開催させていただきまして、小学校5年生から大学3年生までの11人の方にご参加いただきました。この後、入部届けを出していただいて、今年度の活動に入っていただく形になります。

私としては以上です。

○貝ノ瀬教育長　続きまして、スポーツと文化部、大朝部長、お願いします。

○大朝教育部理事　スポーツと文化部でございませう。先ほど松永部長からもありましたとおり、先般出しました緊急対応方針（第4弾）のスポーツと文化部に関するところを簡単にご説明させていただきます。

緊急対応方針（第4弾）の資料をもう一度ごらんいただければと思います。

2ページ目の3、心と体の健康づくりの支援のところの（1）と（2）がスポーツと文化部関連でございませう。

まず（1）が、スポーツ推進課が担当しておりますが、オンラインによる市民駅伝大会の開催です。新型コロナウイルス感染症の影響により、三鷹市民駅伝大会を中止といたしました。スマートフォンアプリを活用したバーチャルな駅伝大会を、今年度の2月頃に開催する予定で、今、準備を進めているところでございませう。

また、（2）市内のアーティスト支援ということで、これは芸術文化課が所管しているところでございませうけれども、市内在住のプロアーティストが演奏する動画を公募し、市のYouTubeチャンネルで配信したいと思っております。動画作成に当たっては、一定の基準により謝金を支払うとともに、広く魅力を配信することで、こちらがより重要なんですけれども、活動の場を今、失っているプロアーティストの皆さんの活動の場の確保ということに力点を置いた施策としていきたいと思っております。

3ページ目をごらんください。4「新しい生活様式」に対応した市民活動の支援の（2）、生涯学習課が所管しておりますが、生涯学習センターのデジタル環境の整備と講習会の開催でございませう。市民団体の皆様が最近、Zoomですとか、Teamsですとか、ウェブ会議システムをどうやって活用できるのかというような、そういうことをしていきたいのだというお声をいただいているところでございませうので、オンライン発信ができるように、貸出機器を整備するとともに、利用しやすいWi-Fi環境を改善しつつ、利用方法を学ぶ機会として、Zoomの使い方の初心者講座を開催する予定でございませう。

緊急対応方針（第4弾）につきましては、以上でございませう。

では、教育長報告の22、23ページにお戻りいただきまして、私からは、23ページのほう、今後の予定について3点申し上げます。

一つは、今日、事務局からチラシも配付しておりますが、8日から「太宰治展示室 三鷹のこの小さい家」がいよいよ美術ギャラリーの第3展示室に開館いたします。太宰さんの顔のついているチラシをごらんいただければと思います。太宰治が三鷹に家族と住んだ家を復元するような形で、中に入って、体験型で歓談をしていただけます。無料でお入りいただけます。8日以降、開館時間など書いてございませうので、ぜひごらんいただければと思います。

それから、もう1枚、パステルカラーのチラシを今日お配りしてございます。12月15日と18日に、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ総点検」講演会ということで、「公共施設を魅力的な場にするために」という2回連続の講座を開催いたします。

1回目が12月15日火曜日、2回目が12月18日金曜日、時間は同じ19時から20時30分なのですが、1回目のほうは、神戸大学の槻橋先生と立教大学の中村陽一先生にオンラインで登場していただきます。Zoomでのお申込みを受け付けておりまして、ただ、インターネット環境にないお客様のために、元気創造プラザ4階の生涯学習センターのホールもご用意しております、15日のほうは、ホールでパブリックビューイングをするようなイメージで、インターネット環境で先生方がお話をしてくださるのをホールで、リアルでも見られるようにしております。

12月18日のほうは、逆に、中村先生と河村市長がホールで対談する様子を同じホールでもごらんいただけますし、インターネット環境でも配信いたしますので、オンラインのお客様にも対談を見ていただけるということで考えています。18日は少しディスカッションもいたしますので、オンラインにはファシリテーターの青木将幸さんにも入っていただく予定であります。まだお申込みは間に合いますので、皆様、もしご興味がおありでしたら、ぜひよろしくお願いたします。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。加藤課長。

○加藤教育部参事 続きまして、生涯学習課から報告いたします。実績ですが、11月9日から18日まで、考古学展示会「人骨から読み解く三鷹の古墳時代」を開催し、800人を超す方々にごらんいただきました。また、14日の関連講演会にも42人の方にご参加いただきました。

11月29日には、文化財講演会「なぜ村名を三鷹と名付けたのか」を三鷹の郷土史家、榛沢茂量さんをお迎えして開催いたしました。皆さん、熱心に三鷹の歴史を勉強されていきました。

今後の予定ですが、明日5日には、三鷹大沢わさび保全のためのワークショップを開催いたします。全国的に貴重な三鷹大沢わさびの保全のためのこれまでの取組の報告と、このわさびを三鷹の名産にするためにどんなことができるかをみんなで考えます。

13日には、考古学体験、そして、19日には、大沢古民家体験イベント、恒例になってきました「しめ飾りつくり講座」を今年はオンラインで開催する予定となっております。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課です。実績報告についてはごらんとおりですが、記載のない事項として、学校関連で12月2日、チリとの交流事業の一環で、第二中学校の合唱部の生徒が9人、チリ国歌の斉唱動画を芸術文化センターの星のホールで撮影を終了しております。この動画については、2月頃に内閣官房のホストタウンのホームページにアップされて、公開されます。あわせまして、市のホームページでも公開してまいりたいと思います。

今後の予定でございますけれども、12月6日、同じくチリとの交流事業で、アルマ望遠鏡で知る最新の天文学講座をオンラインで行います。最終的に、48組88人の方がご参加される予定で、小学生以上でも分かりやすくというところから、88人中、小・中学生が19人、ご参加いただけるというような予定となっております。

また、12月12日の同じくチリの交流事業ですけれども、チリのクリスマス料理教室ということで、こちらもオンラインでございます。定員としましては30組ということで、多くのご応募をいただいたんですが、定員の30組の方、こちらも小・中学生の参加が5組、含まれていると聞いているところでございます。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。

以上で報告が終わりました。委員の皆様方のご質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。富士道委員。

○富士道委員 大きく三つ質問させてください。あと一つは意見なんですけど、一つは、今日の別添の資料で、緊急対応方針（第4弾）ということで、今、松永部長から説明がございましたけれども、この文章の一番最初の前書きのところの下から4行目なんですけど、コロナ禍で、ポストコロナ、アフターコロナというキーワードがあるんですね。この違いについて教えていただけますか。

○貝ノ瀬教育長 では、秋山部長。

○秋山教育部長 アフターコロナに関しては、今まさにウィズコロナとか言われていますけれども、このコロナの感染症をどのように今の状況乗り越えるかというのはあるんですけど、その後の世の中といたしますか、社会といたしますか、それを指していると思います。

ポストコロナというのは、それを経験したことによって、つまり、今回のコロナウイルス、もしくは、いわゆる感染症が、21世紀は感染症の時代というふうにも言われていますけれども、それを経て、いろんな社会のありようやシステムが展開していくであろうと言われておりますので、そういうもう少し先までを捉えているというふうに、私としては理解をしています。

つまり、アフターコロナというのは、今のコロナウイルスの感染症のこの状況のある程度乗り越えた先というか、あるいはもう今もその状況に差しかかっているのかもしれないけれども、そこを捉えていると。ポストコロナというのは、それを経た先の、今回のような世界的なパンデミックというのを100年ぶりぐらいに経験したと言われておりますが、それを踏まえて、それを経験した人類が直面する時代というふうに、私としては捉えています。

○貝ノ瀬教育長 そういうような意味合いを込めていますけれども、富士道委員は今のを受けてどうですか。

○富士道委員 要するに、非常に言葉として線引きが難しい言葉で、文科省も総務省も、どちらかというと、いろんな文章上はポストコロナを使っている。なので、こういうものがもう出てしまっているわけですけども、なかなか読み手として、では、ポストと、こ

のアフターというのはどういう違いがあるんですかというのをやっぱり思ってしまったので、これは今、そんなことでお聞きしましたが、なかなかこれは恐らく2年、3年後になると言葉として意味が固定してくるはずで、今はまだまだ、意味が動いているような状況でもありますし、使い方がやはり変わっている状況もありますので、今、質問をしましたけれども、こういう言葉が独り歩きしてしまうおそれもありますので、慎重にやっていただければなという思いで質問をしました。

○秋山教育部長　ありがとうございます。

○富士道委員　二つ目は、同じく第4弾の、先ほど説明ございましたが、2ページの3の(1)のオンラインによる市民駅伝大会の説明がさっきございましたけれども、これが具体的にどのような大会なのか、もう少し補足をいただけますか。

○貝ノ瀬教育長　平山課長。

○平山教育部参事　スマートフォンアプリを活用したとございますとおり、スマートフォンを持っている方が対象になってくるというような形です。スマートフォンは、位置情報を捉えるGPS機能を持ち合わせておりますので、このアプリをダウンロードしていただいた方が、指定のコースに行きまして、アプリを起動してスタートボタンを押しまして、登録した距離を走り終えると、自動的にタイムが計測されまして、今、考えておりますのは、駅伝大会なので、1チーム4人という単位を基礎と考えております。

なので、4人がばらばらなときに走ったそれぞれの第1区から4区のタイムがアプリ上で集計されて、参考としてチームの総合タイムが出ると。一定の開催期間中に何度でも走っても構わないというような仕組みですので、最終的にその期間中の最高のタイムがランキングされて、それを参考にごらんいただくと。あまり競争性を重視することのないよう、参加して、仲間づくりといたしますか、仲間楽しんでいただくというようなところを重視しておりますので、何か順位づけによって表彰状を出したりですとか、商品をお出しするということはしないと。参加された全員の方に、簡単な参加賞を差し上げるというような概略でございます。

○富士道委員　よく分かりました。では、同日の時刻のスタートではなくて、その期間の間に自分たちがトライアルしてみるという、そういうような、これはまさにバーチャルとはいっても、実際には走るんですね。

○平山教育部参事　そうですね。

○富士道委員　そのアプリで計測ができますよということで、よく分かりました。

○貝ノ瀬教育長　観客を前提にしていないということで、感染症の中では面白い試みですが、これは類例があるんですか。ほかの地区とか市で。どうですか。

○平山教育部参事　よくバーチャルマラソンということで、マラソン大会をバーチャルですとか、オンラインマラソンですとか、そういうことで開催されている例は多くございます。また、自治体で、この駅伝大会というような形式は数少ないんですけれども、これから、三鷹市に先じて、1例、2例ほど実施される予定だということでは少し聞いています。

○貝ノ瀬教育長　ありがとうございました。ほかにどうですか。

○富士道委員 すみません。3点目の質問をいいですか。先ほど金木課長から給食委託の説明がございましたけれども、先ほどの説明の中で、今現在、22校中20校が完了ということでしたが、あと残り2校の予定をお聞きしたいんですが、もしくは、やらないのかどうかを含めて。

○金木学務課長 基本的には全校委託という形で進めていく予定にはなっております。ただ、人員等の関係もございますので、その辺り、慎重に見極めながら、22校、全校委託化に向けて取り組んでまいります。

○貝ノ瀬教育長 学校の名前はわかりますか。残っている学校は。

○金木学務課長 第三中学校と第五小学校の残り2校です。

○富士道委員 まだ期間は分からないけれども、将来的には必ず2校も委託していくということによろしいのでしょうか。

○金木学務課長 そうです。

○貝ノ瀬教育長 現に自校方式というか、調理師さんが働いていますので、その方たちの配置の問題もあり、一定程度、時間を要すると思いますが、方向性としては全校委託という予定でいますということですね。

○富士道委員 最後に一つ意見だけ。

○貝ノ瀬教育長 富士道委員。

○富士道委員 先ほど指導課から、いじめの状況の説明をいただきました。ありがとうございました。その中で、三鷹の場合には様々な施策の成果があって、いじめの認知率が大変低いということで、私は大変すばらしいなと思っているんですが、意見としては、この認知率というのはまさしく認知であって、実際は発生との乖離がある可能性も十分あるんですね。したがって、どの学校も認知率が低いからではなくて、いじめというのは必ず起きるんだ、また、起きてると、そういう意識で今後もぜひこれは努力をしていただきたいし、また、そうするよう、ご指導いただければなと思っています。

認知率が低い、だからないんだではなくて、分かっていることと実際起きているかどうかというのはやっぱり別問題であって、そういう危機感を持たないと、これは本当にちょっと緩めるとドーンと出てきてしまう一つの現象でもございますので、ぜひそこはしっかり押さえていただければなと思っています。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。今のご意見に関連すれば、認知率が高いということは、それだけ教職員のいじめに対する感度とといいますか、捕捉率が高いということで、関心も高いということで、そういう意味では、いじめ解消のほうにもぜひ力を願いたいということでございますね。

ほかの委員、いかがですか。池田委員。

○池田委員 不登校の出現率についてなんですが、これは平成30年から令和元年にかけて上がっているというところは、これは定義の見直しをしたということがやっぱり一番大きな原因と考えてよろしいのでしょうか。どのように定義を変えてこういうふうになったのかというのを教えていただければと思います。

○貝ノ瀬教育長 中村指導主事。

○中村指導課指導主事 今まで長期欠席者の内訳として、病気、経済的理由、不登校、その他になっておりまして、病気とその他の部分で、今までスクールカウンセラーに一定程度見てもらった児童・生徒のところを、いわゆる心の不安があるというところで、病気と判断していた部分があったりだとか、例えば、病気、不登校に当てはまらないものは全てその他というところでカウントしていたんですけれども、その他の部分で、もう一度見直すことによって、これを不登校と見ることで、さらに支援ができるのではないかといいところがありましたので、病気、その他の部分でカウントされた児童・生徒が、今年度、不登校に移っているという状況でございます。

○池田委員 不登校出現率というのは、母数は何になるんですか。

○中村指導課指導主事 出現率に関しては、児童・生徒数になりますので、三鷹市の出現率に関しましては、三鷹市立の小・中学校の全児童・生徒数分の不登校の人数で求めております。

○池田委員 なるほど。いや、今まで三鷹市では不登校率が非常に低いと。それは小・中一貫でというのがあってはないかということで、一つ自慢の数字だったわけですが、そこが大分上がってしまったというのが、実態は変わっていないけれども、その支援の対策のためにそれがそう変わったんだというふうにお聞きしていいんでしょうか。そこはやっぱり実態が崩れてきているということではないんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 これは私が説明しましょう。まず1点目、全体のくくりとして、資料のタイトルが「令和元年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動等の実態」となっていますが、これは不登校の推移については、問題行動という、問題だという意味ではありません。ただ、文科省の調査のくくりとしてはそこに入っていると。しかし、三鷹市としては、不登校自体を問題行動だとは捉えていないということをまず一つ、申し上げておく必要があるということですね。

それから、2点目は、断続的に30日。断続的にも継続的にも長期に休む子ども、30日以上、長期に休んでいる子ども全体を長期欠席者。長期欠席の児童・生徒という扱いになって、例えば令和元年度ですと、小学校は98人、中学校は154人ということになるわけですね。しかし、長期欠席の中でも、30日以上、休んだ子であっても、病気、それから、経済的理由。この二つの理由で、いわゆる休んでいると認知されている場合は、これは除いて、そうすると、いわゆる病気でもない、それから、経済的理由でもないという子で30日以上となるのを不登校の児童・生徒と扱っているということですね。

ですから、定義自体は前と変わらないんですけど、この病気に扱って、カウントをしていたところが、はっきり言えば、以前はちょっと緩かったということです。結局、いわゆる本当に病気、病院にかかって、お医者さんの診断書とか、病気ですと。それで学校に行かれませんというようなことがはっきり証明されている子については除外するということがあり得たんでしょうけれども、学校等の報告で、病院でちょっと見てもらったとか、ちょっと通院したことがあるということぐらいでも、病気とみなしていたところがあったということですね。それを厳格に、本当に病気としての扱いなのかどうかということを確認

したということですね。

病気として不登校の数から除外されると、不登校の数が相当限定されてくるわけですが、長期欠席者それ自体はほとんど変わらないということですね。不登校自体は、厳密にしたことで今までよりは多くなっています。

○池田委員　そうすると、この数字を見ますと、平成30年度からすると、小学校の場合は、病気は1人しか減っていないけれども、その他のところが減っていると。その他のところで、不登校を抽出した感じになっているんですかね。中学校のところは、その他が大幅に減っていて、不登校が大幅に増えているというので、病気はあまり変わっていないというところですから、その他に含まれていたのを積極的に不登校と抽出して、支援の対象にしましょうとしたという、姿勢の違いというふうに理解をすればよいでしょうか。

○貝ノ瀬教育長　不登校に至っている子どもたちの状態について、どのように見るかということなんですけども、その他というのはどういうことがあったんですか。長谷川課長。

○長谷川指導課長　その他については、家庭生活の急激な変化等がございます。例えば転校したり、両親が離婚したり、死別したり、または病気、入院等による急激な変化による長期欠席がございます。また、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和であるとか、子ども家庭支援ネットワーク協議会、子ども家庭支援センター、児童相談所等から支援家庭とされている長期欠席者、さらには、保護者の養育力の弱さもあげられます。保護者自体が起きられないため、朝ご飯も食べられないために学校に来られないといったものもその他として含めています。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長　だから、病気、経済的理由、そして、その他も入れて、この3項目について、該当する子たちについて除かれた数が不登校という子どもたちに当たるということですね。

○長谷川指導課長　はい。

○貝ノ瀬教育長　ですから、不登校が増加したのは、その中身について精査したという結果だということになりますね。ただ、長期欠席全体としてはあんまり変わらないと。

○池田委員　そうですね。素数がほとんど変わっていないから、この中の位置づけが変わったということですね。分かりました。

○貝ノ瀬教育長　不登校の定義自体は変わらないんですけど、その扱い方を厳格にしたということになります。

○池田委員　ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長　ほかの委員さん、いかがですか。櫻井委員。

○櫻井委員　今の不登校のデータが今年の3月までの統計ということなんですけれども、今のコロナ禍で、大人も子どもも大きな影響を受けている中で、ストレスからDVだとか虐待だとか、家庭内で起こっているというようなことが懸念されている中で、今年になって、このコロナ禍で、コロナが原因で不登校というのは、どうなるのでしょうか。

ちょっと聞いたところによると、コロナが怖くて行けないというのもあるし、それから、保護者がコロナが怖いので行かせない。長期欠席をさせているというお子さんもいるとい

うのがそこに入ってくるかと思うんですけども、今の状況で、どれぐらいコロナが原因で不登校になっている子がいるんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 今おっしゃったのは、いわゆる不登校ということではなく、児童生徒自身がコロナへの感染が不安、もしくは家族が心配のため行かせたくない、そういう場合でしょうか。

○貝ノ瀬教育長 この対比表で言えば、その他になるのでしょうか。松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 補足しますけれども、その他ではないんですね。なぜかという、そういうケースというのは、いわゆる出席停止の扱いで、欠席の扱いにしないということなので、カウントされない日数になります。

○貝ノ瀬教育長 この調査にカウントされない。

○松永総合教育政策担当部長 はい。調査の部分では、いわゆる欠席という扱いではありませんので、何日休んでも30日を超えることがないという状況になります。いわゆる出席停止という扱いですので、欠席にはしませんよというふうに保護者にはお伝えさせてもらっているところです。

○貝ノ瀬教育長 欠席というのと出席停止と、違いがなかなか難しいと思うので、そこを説明してください。

○松永総合教育政策担当部長 授業日が例えば年間200日あったときに、出席しなければならぬ日数というのは、本来なら200日なんですけれども、そこから例えば忌引であるとか、そういったところというのは出席しなければならぬ日数から減らすんですよ。それと同じように、コロナが不安でとか、コロナを理由にということで、出席させませんということになった場合には、学校としては、カウントとして、いわゆる授業をする日数、出席しなければならぬ日数から除いていくんですね。ですから、もしも200日丸々、出席させられませんということであれば、授業日は、その子にとっては、出席すべき日数はゼロということになるので、欠席日数にカウントのしようがないという、そういう位置づけになってくるものだという認識になります。

○貝ノ瀬教育長 それにしても、不安とかそういう理由で学校を休むという、休みたいという子はやっぱり多かったんじゃないですかね。長谷川課長。

○長谷川指導課長 その人数として、我々が把握しているのは市全体で5名です。逆に、これまで不登校だった児童生徒が、今回の分散登校により、学校へ行けるようになったというケースがございます。学校再開時当初には、市全体で20名おりました。また現在も引き続き登校できている児童生徒は16名おられます。

○貝ノ瀬教育長 それはどういう見方をすればいいんですか。

○長谷川指導課長 緊急事態宣言による全国一斉の臨時休業からの学校再開に当たり、感染防止を図るために、少人数で段階的に再開したということも一つの要因となっていると考えております。いずれにしても、不登校であった児童生徒が、今回のきっかけにより学校に復帰することができたということは、重大なポイントだと思います。不登校については、一人一人状況が違い、個別の対応が必要であると考えていますが、今回の成果を精

査しながら、今後の不登校対策につなげていく必要があると昨日の校長会でも伝えているところですよ。

○貝ノ瀬教育長 少人数学級を進めていく上で重要なポイントになると思いますね。富士道委員。

○富士道委員 補足なんですけど、今の調査と同じで、全国の中学校の校長会でこういうような調査をしたら、やはり同じ結果が出ていまして、今回のコロナ禍の結果、不登校の子たちが学校に登校するようになったケースがたくさん報告されたんですね。それはなぜですかと聞いてみたら、やはり少人数なら行けるとか、本当に個別で、学校に行けるならということで、行きましたとか、つまり、そういう40人とかたくさんのところに行くのは嫌だけれど、少人数なら僕は行きますみたいな、どうもそういうケースで報告がありまして、ですから、今回、ある意味では、コロナ禍のプラスの面として、そういう今まで行けなかった子たちが行ける一つのきっかけになったということは、統計上、出てきていまして、全国的な傾向としても、そういうことは確かに事実としてありました。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。櫻井委員、そういうわけで、むしろ逆に、出席する子が増えたという現状があるということですよけれど、欠席と出席停止の違いはおわかりいただけでしょうか。

○櫻井委員 よく分かったんですけど、保護者が不安を感じて行かせないと、それはカウントしないから出席停止ということでもいいかと思うんですけど、子どもが、コロナが怖くて行きたくないと言って、行かない。親は行かせたいんだけどというのもやっぱり同じように、そういうふうにかウントして、不登校にはならないんですか。

○貝ノ瀬教育長 松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 保護者の申出と子どもの申出と、いずれにしても、そのご家庭の中で、そういう状況で、今、行かせない、行かせられないということであるならば、全く同じ扱いになります。

○貝ノ瀬教育長 これは3月1日以後かな。

○松永総合教育政策担当部長 はい。

○貝ノ瀬教育長 3月1日以後は、結局、どちらにしても、特別な状況にあるということで、コロナへの不安による休みは全部出席停止と、そういう扱いになる。結局、子どものために不利益が生じないんですよ。出席停止という扱いは。例えば、中学校、受験などをする場合のいろんな資料のときに、欠席日数が多いということはやっぱり不利益になるおそれもありますけど、出席停止ということであれば、これは学校側の都合ですから、不利益にならないということです。ただ、聞きようによって、一般的には出席停止ということ、えっと思いますけれども、中身はそういうことですが、よろしいでしょうか。

○櫻井委員 はい。分かりました。

○貝ノ瀬教育長 ほかにありますか。畑谷委員。

○畑谷委員 先ほど指導課から、19ページにありました今月の9日と12日にあります家庭教育学級なんですけれども、オンラインで開催するということで、今年初めてだと思うんですけども、六小とにしみたか学園ですか。申込みの状況はどの程度、保護者の

参加率があるんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 申し訳ないですけども、今、これはなかなか把握できる状況になくて、各学校でやっている部分になりますので、その報告については、実施した後にされるということになっておりますので、事前の部分は、こういうタイトルで、この日に行いますということで、こちらに掲載させていただいているものです。

○畑谷委員 そうなんですか。どういう形でやって、どの程度皆さんの関心があるのかお聞きしたかったのです。では、結果を聞くということにしたいと思います。

○貝ノ瀬教育長 結果は報告させていただきます。

○畑谷委員 はい。よろしくお願いいたします。

○貝ノ瀬教育長 田島課長、確認ですが、タブレット端末の配布開始はいつからでしたか。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 まず学校には12月14日の週に納品をします。子どもには来年1月12日から配布しますが、その間、14日に納品した後、学園単位で、指導課のほうで、タブレットの使用についての悉皆研修をしてまいります。この間を、1月、子どもに配るまでの間を教員のタブレットに対する知識の取得のための時間として使わせていただきたいと考えているところです。

○貝ノ瀬教育長 中学校3年生の場合は、1月に子どもに配布されたとしても、3月に卒業ですね。そうすると、すぐにお返しいただくということになるんですね。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 そうです。

○貝ノ瀬教育長 1年更新になっていくんですか。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 学校での単位になりますので、小学校6年生の方も一旦お返しいただいて、中学校に進学したところでまた貸出しをするというような形になります。その校内の中で、例えば小学校2年生の子どもが3年生に上がるときには、そのまま持って上がっていただくという形になります。

○貝ノ瀬教育長 そうすると、5年間ぐらい、ずっと預けっ放しという感じになるんですか。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 そういう子どももいらっしゃるんですけど、全てのタブレット端末は、年に1回集めさせていただいて、タブレット端末のOSの確認をさせていただきたいと考えているところです。学校単位で集めさせていただきます。

○貝ノ瀬教育長 松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 補足ですみません。基本的に3年生は、卒業と同時に返却という形になるんですけども、今回、修学旅行を延期した関係で、1校、卒業式の後に行く学校がございます。

○貝ノ瀬教育長 第七中学校ですね。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 第七中学校につきましては、修学旅行でiPadを活用できるように、その後、回収することになります。

○貝ノ瀬教育長 修学旅行中も活用するというので、それは教育的ですね。

ほかにありますか。

それでは、日程第2 教育長報告を終わります。

では、議事の都合によって、しばらく休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

○貝ノ瀬教育長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。日程第3 議案第36号については、人事案件のため、秘密会で審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。よって、秘密会を開くことに決定いたしました。

午後 3時12分 秘密会開会

午後 3時15分 秘密会終了

○貝ノ瀬教育長 以上をもちまして、令和2年第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 3時15分 閉会